|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **常勤講師** | **非常勤講師** |
|  | **・臨時的任用職員（定数欠等）****・任期付採用職員（育休代替）** | **一般職****・会計年度任用職員制度（パートタイム）に含まれる** |
| **募集方法** | ・現行のティーチャーズバンクと同じ手続き。 |
| **選考方法** | 1. 講師等志願書の受付（書類選考）
2. 複数人による面接（面接試験）
3. 任用決定
 |
| **条件付採用** | 対象外 | 対象・採用後1ヵ月。勤務日数が15日未満の場合、15日に達するまで延長。 |
| **勤務時間** | １日７時間４５分 | 指定された、授業及び授業準備時間を勤務（１授業につき、９０分の勤務時間） |
| **給与(報酬)** | ・経験年数に応じて、号給を決定・当月２１日に支給（現行から変更なし） | ・経験年数に応じて、報酬の時間額を決定（給料表適用。上限あり）・勤務実績に応じて翌月２１日に支給・要件を満たす場合は期末手当を支給 |
| **社会保険等** | 公立学校共済組合 | 週３０時間勤務から社会保険適用 |
| **その他** | 懲戒処分の対象 |

会計年度任用職員制度が始まります

〈令和２年度～〉

　地方公務員法等の改正に伴い、臨時・非常勤の職の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が創設されました。同一労働同一賃金の考えから、正規職員に準じた、勤務形態（時間）、労働賃金となるとともに、非常勤講師は一般職へ移行するため、懲戒処分の対象となります。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤講師の勤務時間が明確化されます。

担当授業数（コマ単位）を発令していた。

授業数（コマ）だけでなく準備時間を含めた総勤務時間を発令する。

１コマにつき９０分

勤務形態・給与（報酬）について

常勤講師

＜勤務形態＞

・正規職員と同様に７時間４５分勤務

・任用期間は半年更新制

（例４月１日～９月３０日までの任用後、１０月１日から任用期間が更新。）

・正規職員が不足している学校や、産休・育休を取得している先生の代替として勤務

・講師志願書の受付は、随時教育事務所で行っています。

＜給与＞

月 　給：228,000円～（教職調整額、地域手当及び義務教育等教員特別手当を含む）

　　 　　　　校種・経験年数・学歴などにより異なります。

諸 手 当：通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当（６ヶ月以上

勤務の場合）等が正規職員の例により支給されます。

非常勤講師

＜勤務形態＞

・指定された、授業及び授業準備時間を勤務（１授業につき、９０分の勤務時間）

　小学校　週当たり、６時間～３０時間勤務

中学校　週当たり、３時間～３０時間勤務

・長期休業期間（夏休みや冬休み）は勤務なし

・講師志願書の受付は、随時教育事務所で行っています。

＜報酬等＞

　報　　酬：校種・経験年数などにより異なります（下の代表的な例を参照）。

　諸 手 当：期末手当（※）

　費用弁償：通勤に要する費用

※次の全ての条件を満たす場合に期末手当が支給されます。

①基準日（6/1・12/1）に在職していること

②１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上であること

③基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が６月以上であること

《代表的な例》

市町村立小・中学校：１週間当たりの勤務時間が１８時間の場合

　報酬月額　116,000円～122,000円程度（地域手当相当額を含む）

県立高等学校：１週間当たりの勤務時間が９時間の場合

報酬月額　 73,000円～78,000円程度（地域手当相当額を含む）

特別支援学校（小・中学部）：１週間当たりの勤務時間が９時間の場合

　　報酬月額　 60,000円～63,000円程度（地域手当相当額及び給料の調整額相当額を含む）

特別支援学校（高等部）：１週間当たりの勤務時間が９時間の場合

　　報酬月額　 75,000円～80,000円程度（地域手当相当額及び給料の調整額相当額を含む）